

# 第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者  
**第2次新横田基地公害訴訟原告団**  
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3  
 白鳥第2ビル302号  
 TEL/FAX. 042-552-4451  
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp  
 http://www.yokota-kougai.com



## 陳述書作成風景

# 陳述書作り成りました

2月22日(土)の昭島支部、美堀町を皮切りに、昭島支部と八王子支部で陳述書作成が本格的に始まりま

すでに陳述書作成を終了した原告世帯の方、ご協力頂きましてありがとうございます。これまでに、計7回行われ

75世帯の陳述書作成が終了しました。弁護団も都内各所から駆けつけ、べつべつ24名の弁護士が携わりました。1回の陳述書作成には1世帯あたり1時間半の予定でしたが、おられた時間、間の子育てでへ「の悪影」響「の騒音による健康への不安」

不安「墜落への恐怖」などお一人お一人の言葉で、リアルな訴えがなされています。また、航空機の燃料や排ガスの問題など、専門的見地から指摘して下さる方もいらっしゃいました。個別の訴えを直接弁護士に会って話せる機会ですので、この時間を有効に活用していただきたいと思います。

この陳述書作成作業は、昭島支部では5月初旬に終了の予定。八王子支部では、7月終了予定です。また、瑞穂支部、福生支部では5月末頃より開始し、その後日野、立川、入間、飯能、羽村とすすめて参ります。今年度末までにすべての原告の陳述書を、裁判所に提出できるように致しますので、ご協力のほどお願い致します。



**3/25** 署名「横田基地へのCV22オスプレイ配備計画の撤回」政府へ提出しました。

個人署名 10964筆  
 団体署名 82団体  
 さらに粘り強く配備検討の撤回を求めたいきましょう。

**第4回裁判を傍聴しよう**  
**5月21日(水)**  
**午前11時より**  
**東京地裁立川支部**

# 弁護団の活動紹介

## 差し止め・損害賠償班

仲村渠桃 弁護士

差し止め・損害賠償班を代表してご挨拶させていただきます。弁護士の仲村渠と申します。私たちの班は、吉田健一弁護士、森田太三弁護士、中村晋輔弁護士、村頭秀人弁護士、杉野公彦弁護士、そして私の6名で構成されています。

差し止め・損害賠償班が担当しているのは、文字通り航空機の飛行差し止め請求と損害賠償請求という2つの請求に関する法的な問題点の検討です。まず、差し止め請求についてですが、従来の裁判においては、航空機の飛行差し止め請求が認められたことはありません。しかし、騒音問題の抜本的な解決の為に必要不可欠な請求であり、この裁判においても重要な争点の一つとなります。また、損害賠償請求に

ついては、裁判の提起より以前の過去3年分(時効の関係で過去3年間の請求に限定されます)の損害賠償請求に加え、65デシベルを超える一切の航空機騒音がなくなるまでの間、すなわち将来にわたる損害賠償も請求しています。この将来にわたる損害賠償請求については、前回起こした裁判(第1次新横田基地訴訟)の高等裁判所において一部認めるといふ判決が出されましたが、最終的に最高裁判所では訴えが退けられてしまいました。しかし、横田基地周辺地域に居住する住民の方々は長年航空機騒音に苦しめられてきたことは明らかであり、裁判を起さなければ賠償も認められないといふのは非常に不合理な話なのです。そこで、この裁判においても、

過去分の損害賠償請求と共に、将来にわたる損害賠償請求を強く訴えております。

いずれの請求についても、法的な理論構成は勿論のこと、原告の皆様が航空機騒音により被っている被害を主張・立証していくことが請求を通す大きな原動力になります。既に陳述書作成作業が始まっておりますが、原告の皆様にはその機会にご自身が航空機騒音や振動その他の横田基地に飛来する航空機によって被っている被害を具体的にお話頂きたいと思っております。ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



皆様、こんにちは。平成25年から弁護団に参加させていただいている弁護士の山崎明宏と申します。まだ、弁護士になってから、1年ちょっとしか経って

皆様、こんにちは。平成25年から弁護団に参加させていただいている弁護士の山崎明宏と申します。まだ、弁護士になってから、1年ちょっとしか経って

# 命を脅かす米軍機は飛行を差し止めて!

## 陳述書に思いをこめて

この地に移り住んで四半世紀あまり、自分の人生の大きな部分を占めている家族、家庭は何より大切なものです。当日は具体的な被害状況を述べてそれを弁護士の方が陳述書として作成して下さることで、素人では訴えきれない内容を、インパクトのある声として裁判長に届けて下さることを期待して書面作りに臨みました。騒音という被害で争っている裁判

ですが、航空機には墜落や落下物という人命にかかわる取り返しのつかない事故の可能性がります。私はこの地に生まれて育った横濱で米軍機墜落事故で幼子二人とその後お母様も亡くなられた現場の隣区に住んでいました。その悲しさは忘れることが出来ません。誰の命も同じ重さです。かけがえのない命を脅かす米軍機は飛行を差し止めてほしいと強く心に思うのです。 八王子支部 原告

## 第2次新横田訴訟 弁護団に加入して

弁護士 山崎 明宏

くお願いします。こう書く、皆様は、爽やかな若者を想像されるかも知れませんが、写真を見ればお分かりの格した遅咲きの花(?)

いないので、弁護団の他の先生方と比べて、まだまだ「ひよっこ」ですが、どうぞよろしく。 ように、若者ではありません。司法試験に何回も失敗した後、いったん法律家になること。明断の才気あふれる弁護士、というタイプではありません。ただ、人が好きなので、苦しんでいる方の力になることに喜びを感じる。とができる弁護士であるという自負はあります。皆様の苦勞を、裁判所に伝える手助けができれば、と思っております。共に頑張ってください。いきましょう!

# 飛行記録をつけてみませんか

## 自分に合ったやり方で初めて見ましよう

私の場合生来のものぐさで、「記録」とか「日誌」などモノを書き綴るのは苦手の上にもありません。しかしこの頃原告団では誰が考えたのか、シール形式の『騒音カレンダー』という記録用紙が発明されました。A3の力レンダーで、赤や青の丸いシールを使って「うるさいとき」にペタッと貼るのです。私は取り組んでいませんが、どんなモノなのか興味のある方は原告団事務所までお問い合わせ下さい。

とまあ、こう書いてしまえば「なんと無責任な・・・」とおしかりもあることでしょう。そこで私の場合、家にある普通のカレンダーにチョコチョコとメモするようにしています。

夜が多いのですが、例えば

「3月4日(火) 二時十分頃C5かC17が飛ぶ。着陸と思われる」  
「3月12日(水) 昼頃C30が東側を旋回(高度低い)。夜間20時頃も飛ぶ」  
「3月18日(火) 二〇時ころ北側からの着陸機。比較的小型」  
「3月19日(水) 20時50分、北側から着陸機。C5かC17」と言った具合です。慣れてきたら『騒音カレンダー』にも挑戦しようと思っっています。

が着陸だった」とか「4機編隊ではなく5機が正しい」など、より正確な証拠が蓄積できるのです。さらに「テレビの音が聞こえなかった」「イライラした」「会話が中断した」などと加えても良いでしょう。

周辺自治体の測定からも飛行回数が増加する傾向にあります。また前回の訴訟のときに比べて自衛隊機の飛来も多くなっています。基地東側の巡回訓練も多くなっています。今後こうした事態がさらに変化することも考えられます。それらに対応するためにも一人でも多くの記録担当者が必要で、皆さんも自分が出ることから始めて見ませんか？

瑞穂町 清水幸一

# 米軍機は飛行中止を

群馬弁護士会が米国大使に要請

群馬弁護士会は二月七日、キャロライン・ケネディ駐日米国大使に「米軍機の飛行取り止めを求める要請書」を送付しました。要請書によると、群馬県内で米軍機が低空飛行や急降下・急上昇を繰り返し、住民に大きな不安を与えていると述べています。また多数の住民からの苦情を受けて、

県などが前橋防衛事務所などに改善を申し入れても改善がみられないとしています。騒音被害も大きく、

二〇一三年四月から開始した測定によれば、七〇デシベル以上の騒音が多い月で一二七回、最大値は九一・五デシベルにのぼり、飛行時間帯も「騒音が控えられるべき時間帯である日没直後ないし夜間の飛行が圧倒的に多い」と指摘するとともに、

米軍施設がない群馬県内では「前記観測結果

は、異常な事態」と述べています。要請書は、こうした「地域住民の権利・生活を侵害する米軍機の飛行について、強く抗議するとともに、直ちにかかる飛行を取りやめるよう」求めています。

瑞穂町に住む原告からは「夕方になると、横田基地から北へ向かって飛んで行く飛行機を見るが、あれが群馬県で騒音被害を発生させているのでしょね」と言う声が寄せられています。

## 原告団活動日誌

2/27	オスプレイ署名簿提出の打ち合わせ(第9次原告団と)
2/28	ぜんそく医療費助成制度存続を求めるアピール行動に参加
2/28	第2回総行動実行委員会出席
3/3	原告団ニュース第8号発行及び発送作業
3/4	原告団ニュース編集会議
3/10	定例事務局会議
3/14	公害被害者総行動オルグ支援
3/18	弁護団会議
3/18	第13回原告団幹事会
3/21	八王子・日野支部事務局会議
3/22	八王子・日野支部世話人会
3/25	防衛省、外務省へオスプレイ配備反対署名提出と要請
3/25	70W原告の騒音測定検討チーム会議

何だろう? と不安になったら  
カルサヤ! と思ったら

お住まいの  
役所に  
電話を

# 横田基地情報

防衛省（北関東防衛局）は横田基地周辺の5市1町へ、横田基地での演習計画を情報提供しています。今年度の演習計画が昭島市、瑞穂町、立川市のホームページに掲載されましたので紹介します。

## 横田基地での演習等について

- 実施日 平成26年3月3日（月）～3月7日（金）までの5日間（24時間体制）
- 演習内容 サムライ即応監査（SRI） 仮想戦闘環境における基地の機能テストを行う。具体的には、テロ攻撃や航空機又は地上戦闘力等による基地への攻撃を想定し、実践的な即応体制をとることを目的とした演習を監査するもの
- 演習に伴う航空機の運用予定はなし
- 本期間中、PAS、サイレン、GBS及び煙幕の使用予定があります。（一部は、早朝及び夜間に予定されています。）
- 特記事項
  - ・3月5日（水）午前5時頃、一時的にゲートを封鎖する予定です。
  - ・演習終了の通報を行う予定です。
  - ・横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会から米軍、北関東防衛局、横田防衛事務所に対し、基地外に影響を及ぼさないよう十分な配慮を行うとともに、安全対策に万全を期すよう口頭で申し入れました。
  - ・横田防衛事務所から米軍に対し、日米合同委員会合意の遵守に努め実施するよう口頭で申し入れました。
  - ・演習等の予定につきましては、諸事情により変更される場合があります。

## 2014年度の演習計画

5月 9日	～	5月16日	サムライ即応監査	SRI
6月 2日			緊急管理演習	EME
7月14日	～	7月18日	サムライ即応演習週	SRTW
7月17日			緊急管理演習	EME
10月 6日	～	10月10日	サムライ即応監査	SRI
11月14日	～	11月21日	サムライ即応監査	SRI

横田基地で実施される訓練を、その訓練の成果が上がることを目指している。訓練の成果が上がることを目指している。訓練の成果が上がることを目指している。

外部からの攻撃をうけた（点検する）ことによる訓練機の低空飛行での墜落の恐怖におびえ、轟音をこらえて外から攻撃を受ける恐れがある米軍基地そのものの存在が問われています。



## なくせ公害、守ろう地球環境 を合言葉に

6月4日、5日のふつかにかけて集会や省庁交渉、被告企業交渉が取り組まれます。第2次新横田原告団は外務省、環境省、防衛省交渉を行います。昨年の交渉より一歩進んだ、実りあるものにしていきましょう。

- ◇ 各省交渉 6月4日（水）14：00～
- ◇ 第39回全国公害被害者総決起集会 6月4日 18時～ 日比谷公会堂

これに先立ち、全国の公害被害者団体は同封の「国民署名」に取り組みます。ご協力くださいますようお願いいたします。返信用封筒を使い、5月20日までにご返送ください。

## 転居したら

事務所に連絡して下さい

引っ越しシーズンですね。騒音被害地域の外へ引っ越される方、または世帯の中で一人だけで独立されて引っ越される方などいましたら、まずは事務所へご連絡下さい。コンター外へ転居しても、原告としての権利はあります。但し、損害賠償金の計算に影響が出る場合がありますから、住民票を提出していただきます。